

（ 令 4 . 1 0 . 2 8
実 9 - 2 ）

2022年10月28日
政府税制調査会
第9回納税環境整備に関する専門家会合

日税連・税理士会における 税務申告支援等の取組み

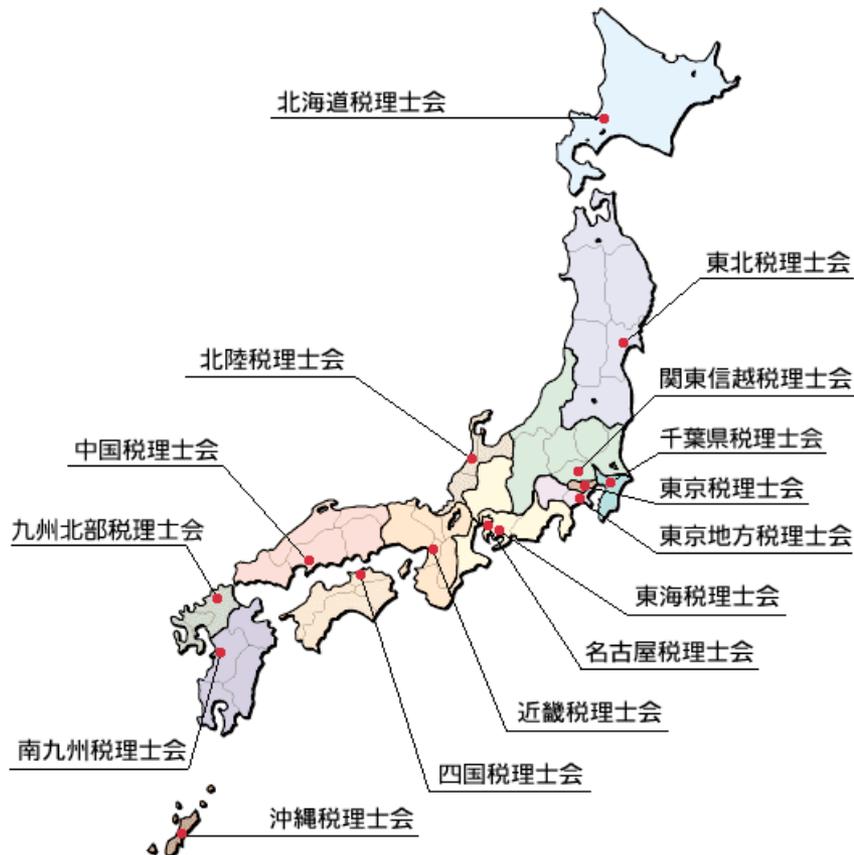
日本税理士会連合会

日本税理士会連合会とは

- 日本税理士会連合会(日税連)は、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務、税理士の登録に関する事務を行っている。
- 税理士法に基づく法人で、全国15の税理士会から構成される。
- 税理士会は、国税局の管轄区域ごとに設立され(※)、その下に計494の支部がある。
※都道府県単位の設立ではない。



(c)税理士会広報キャラクター
にちせいくん



日税連の事業(日税連会則第3条に基づく)



- ① 税理士会及びその会員の指導、連絡及び監督に関する勧告・指示
- ② 税務行政その他租税又は税理士に関する制度についての調査研究
- ③ 税理士会の会員の業務の改善進歩に関する調査研究
- ④ 税理士に関する制度及び税理士の業務に関する広報活動
- ⑤ 会報の発行
- ⑥ 税理士の登録及び税理士法人の届出に関する事務
- ⑦ 税理士の研修に関する必要な施策
- ⑧ 小規模納税者に対する税理士の業務に関する必要な施策 (税務支援)
- ⑨ 税理士会の会員の業務に関する帳簿の作成に関する必要な施策
- ⑩ 租税教育等に関する必要な施策
- ⑪ その他日税連の目的を達成するための必要な施策
- ⑫ 税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申する

税務支援とは



◆ 税理士法第1条（税理士の使命）

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

◆ 同法第52条（税理士業務の制限）

税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行つてはならない。

▶ これら規定により、資力のない納税者の税務申告を支援することが要請され、**税務支援**が日税連・税理士会会則の絶対的記載事項に

◆ 同法第49条の2②（税理士会の会則） ※日税連会則についても同様に規定

税理士会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

九 **委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務**に関する規定

※法の要請のみならず、税理士の職能・知識を社会に広く提供するという意味で、**税理士による社会貢献**でもある

税務支援事業の種類

1. 独自事業

■ 日税連又は税理士会が独自で主体的に実施するもの

- ・税理士会が運営する常設の税務相談所、確定申告期にショッピングモール等で開催する税務相談会など。大規模災害の被災者に対する雑損控除額の計算の支援等も含む。



2. 受託事業

■ 国又は地方公共団体が委託者となる税理士業務に係る事業を受託して実施するもの

- ・確定申告期の税務署等での無料税務相談や電話相談、事業者への記帳指導など。

3. 協議派遣事業

■ ①国②地方公共団体③納税者の指導のために公的な補助金等の交付を受けており日税連・税理士会があらかじめ指定する団体等との協議に基づき実施するもの

- ・商工会、青色申告会、農協等に税理士を派遣して行う税務相談や、納税者が作成した申告書の確認・e-Taxによる代理送信など。